

もの忘れ?

気になったら読む本

～みんなで支える東区～



発行：令和3年10月

名古屋市東区認知症専門部会

[はじめに]

この冊子は、地域で暮らすみなさんやその家族が安心して、

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、

状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものです。

認知症が気になりだしたとき、介護が必要になったとき、

認知症の人を支える方の情報共有などに

ご活用いただければ幸いです。



こんなことが気になったら

🌻 1. 「認知症」ってなに?? …… 2ページ

- ✿ 「認知症」とは

🌻 2. 認知症が気になったら …… 4ページ

- ✿ 認知症ケアパス 進行に合わせた「家族の心がまえ」や「介護の要点」
- ✿ 認知症が気になった時の相談場所
- ✿ もの忘れ検診

🌻 3. 知っておくと役立つ制度 …… 8ページ

- ✿ はいかい高齢者おかえり支援事業
- ✿ はいかい高齢者検索システム事業
- ✿ なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業
- ✿ いきいきカフェ(なごや認知症カフェ)



1. 「認知症」ってなに??

「認知症」とは

認知症は脳の病気です。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなるために「物事を記憶したり、判断する能力」や「時間や場所、人などを認知する能力」などが低下し、生活する上で支障をきたしている状態です。

認知症の主な原因としては、アルツハイマー病(脳の神経細胞が変化し、消失していく病気)や脳こうそく・脳出血(脳の血管がつまったり、破れたりする病気)などがあります。



認知症による「もの忘れ」の特徴

認知症の症状としては「もの忘れ」があります。高齢になると誰でも「もの忘れ」は増える傾向にありますが、老化による「もの忘れ」と認知症による「もの忘れ」は異なります。

老化によるもの忘れ

- 体験の一部を忘れる。 (例)・食事をしたことは覚えているが、食べた物は忘れる。
- 忘れたことを自覚している。 (例)・昔、活躍した歌手の名前が思い出せない。

認知症によるもの忘れ

- 体験そのものを忘れる。 (例)・食事をしたこと自体を忘れる。
- 忘れたことが自覚できない。 (例)・ずっとやってきた料理の段取りを忘れる。

認知症は早期診断と早期治療が大切です。

認知症、初期の段階から適切な治療を受けることにより、多くの場合、病状の進行を遅らせることができるとされており、**早期診断と早期治療がとても大切です。**

皆さんの家族や身近な方に気になる症状がある場合には、かかりつけ医に相談してみましょう!

このような症状がある場合には、医師への相談をお勧めします。

- 頻繁に物を置き忘れて、無くしたりする。
- 人と約束したこと自体を忘れる。
- 数分前のことを忘れて、何度も同じことを聞く。
- この頃、何事にも意欲や気力がなくなり、趣味にも関心がない。
- 電子レンジやテレビのリモコンなど、使い慣れた機器の操作ができなくなる。



軽度認知障害 (MCI) について

軽度認知障害 (MCI) とは、認知症ではなくその一歩手前の状態で、下記のような状態のことをいいます。(厚生労働省老健局参考資料より)

- 正常と認知症の中間の状態。
- もの忘れはあるが、日常生活に支障がない。
- 年間10～30%が認知症に進行する。
- 一方、正常なレベルに回復する人もいる。

まずは、かかりつけ医に相談してみましよう。たとえ軽度認知障害と診断されたとしても、生活習慣に気をつけることで、現状の維持や認知機能の回復も可能なことが分かってきました。

若年性認知症について

65歳未満で認知症を発症した場合、「若年性認知症」といいます。現役世代で発病するため、特有の問題が発生することがあります。ひとりで悩みを抱え込まないために、同じ境遇の仲間が集える場もあります。

名古屋市若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

〈名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター〉

お問い合わせ 月～金 / 午前9時～午後5時 ※年末年始、祝日を除く

電話 (052) 734-7079 FAX (052) 734-7199



2. 認知症が気になったら

認知症の早期発見・早期対応と認知症の進行に合わせた「家族の心がまえ」や「介護の要点」

認知症の進行 (ご本人の様子)	健康	認知症の疑い	ひとりで生活ができる	見守りが必要	手助け・介護が必要	常に介護が必要	
	認知症は早期発見早期治療が大切です	<ul style="list-style-type: none"> ● もの忘れが気になる ● お金の管理や買い物、書類の作成などはひとりでできる ● 軽度認知障害(MCI) ▶ P.3参照 	<ul style="list-style-type: none"> ● もの忘れにより生活しづらさがある ● 日付や時間がわからなくなる ● 買い物やお金の管理にミスが見られる ● 日常生活はなんとか行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物やお金の管理が困難 ● 服薬管理が困難 ● 電話の対応や訪問者の対応が困難 ● 道に迷うことがある 	以下のことに手助け・介護が必要になる <ul style="list-style-type: none"> ● 着替え ● 入浴 ● 食事 ● 排泄 ● 整容(洗面・歯みがき・化粧) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子・ベッドでの生活が中心になる ● 食事をとることが困難になる ● 言葉による意思表示・理解が困難になる 	
家族の気持ち(例)	とぼけているのか認知症なのか、わからない	● 否定、年齢のせい、言えばできるはず	● 混乱 ● 認知症状に振り回されてしまう、自分だけがなぜ、拒絶	● 介護の疲れ	● 割り切り ● 受容 ● どう看取るのか		
家族の心がまえ		正しい知識を学び、理解しよう	仲間をつくって情報収集しよう	頑張りすぎないで!	まずは自分の健康を!	自分自身も褒めてあげましょう!	
ケアのポイント		気づき～相談	介護保険の申請等	日常的な支援、行動・心理症状や身体合併症への対応	さらなる介護方針の検討		
		<ul style="list-style-type: none"> ● いきいき支援センターやかかりつけ医に相談 ● 近所のサロンに顔を出す 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険を申請 ● 薬による治療 ● 役割や社会参加の機会をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービスの利用 ● 地域での見守り、支え合い ● 行動・心理症状などは、認知症専門医療機関へ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービスの利用 ● 在宅での診療、看護 ● 穏やかに苦痛なく過ごす 		
本人・家族を支援する主な制度やサービス等	相談窓口	いきいき支援センター・認知症初期集中支援チーム					
	家族支援	居宅介護 支援事業所(ケアマネジャー)					
	介護福祉	もの忘れ相談 家族サロン、家族教室、家族交流会、認知症カフェ					
	医療	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの介護保険サービス					
	生活支援	かかりつけ医 認知症疾患医療センターなどの専門医療機関					
	予防	地域での見守りや支えあい活動、民生委員、認知症サポーター 権利擁護・財産管理、成年後見人制度					
住まい		はいかい高齢者おかえり支援事業・はいかい高齢者検索システム・なごや認知症の人 おでかけあんしん保険(▶P.8、9)					
		趣味や特技を活かせる場、はつらつ長寿推進事業(さくらクラブ・もみじクラブ)、いきいき教室 地域での交流の場					
		自宅					
		グループホーム					
		特別養護老人ホーム					

2. 認知症が気になったら

認知症が気になった時の相談場所

「いきいき支援センター」

いきいき支援センターは、高齢者のみなさまがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者のみなさまを支える機関です。

東区は、『東区いきいき支援センター』が本センター(高岳)と分室(矢田)に事務所があります。健康・福祉・介護など、生活の中でお困りのことやご心配なことがありましたら、お近くのセンターへご相談ください。

お問い合わせ ▶ 裏表紙をご覧ください。



「高齢者いきいき相談室」

高齢者に関する健康、福祉、介護など、相談内容に応じた支援を行う身近な窓口です。

このチラシに、東区内の高齢者いきいき相談室の一覧が掲載されています。チラシは東区いきいき支援センターや東区役所福祉課などにおいてあります。

地域包括 いきいき相談室一覧

検索



もの忘れ検診

もの忘れ検診

名古屋市もの忘れ検診を受けましょう

- 対象者** 受診する年度に65歳以上になる認知症と診断を受けていない市民
- 実施場所** 市内の協力医療機関
- 自己負担** 無料
- 検診間隔** 年度に1回
- 検診内容** 問診による認知機能検査

※この検診は、認知機能の低下について、簡易的に検査するものであり、認知症の診断を行うものではありません。



【もの忘れ検診の受診方法】

- ① 予約** もの忘れ検診を実施する市内の協力医療機関で予約をお取りください。
※お住まいの区以外の協力医療機関でも受診できます。
- ② 受診** 予約した日時に、保険証などの住所、生年月日がわかるものを持参して受診します。
- ③ 結果通知** 受診した協力医療機関で結果や説明を受けてください。検診の結果、認知機能の低下がみとめられる場合などは、精密検査の受診をご案内します。
※精密検査は保険診療となりますので、医療費の自己負担分がかかります。

検診を実施する協力医療機関や精密検査を実施している医療機関は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 もの忘れ検診

検索



もの忘れ検診精密検査実施医療機関

血液検査・頭部CT・頭部MRIなどの詳しい検査が受けられます。

AOI名古屋病院

もの忘れ外来 ▶ 週2回／火・水午後〈予約制〉

お問い合わせ・ご予約 (052)932-7152 月～金 午前9時～午後4時

3. 知っておくと役立つ制度

はいかい高齢者おかえり支援事業

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の人の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を発見する取り組みです。

徘徊のおそれがある方の情報を登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーター※や協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

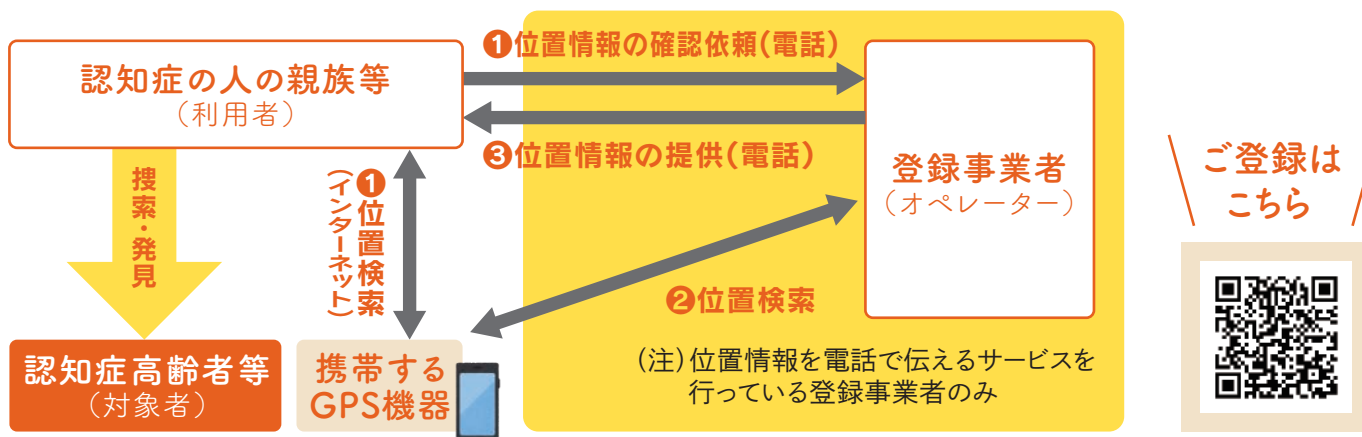
※「おかえり支援サポーター」とは、この事業にご協力いただく方々のことです。



はいかい高齢者検索システム事業

はいかい高齢者検索システム事業は、認知症の人が行方不明となった場合に、認知症の人を捜索する親族等が早期にその位置情報を把握することができるよう、名古屋市に登録した事業者(登録事業者)のGPS機器の利用に係る初期費用や月額費用などを助成する事業です。

GPS機器の利用を促進し、認知症の人の事故を未然に防止するとともに、その親族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。



なごや認知症の人 おでかけあんしん保険事業

令和2年10月1日から名古屋市では、認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を補償する事業が始まりました。保険料は無料ですが、申請に必要な診断書は料金がかかります。

名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター

お問い合わせ 月～金 / 午前9時～午後5時 ※年末年始、祝日を除く

〈本事業受付事務局用〉 電話 (052)734-7099 FAX (052)734-7199

対象者 名古屋市民であり、
認知症の診断を受けている人

保険料 無料 ※診断書は自己負担です。

補償対象

- 1 賠償責任保険 上限2億円
- 2 給付金 上限3千万円
(事故の相手方(名古屋市民)の
死亡または後遺障害)
- 3 見舞金 15万円
(事故の相手方(名古屋市民以外)の死亡)

※②、③は誰も賠償責任を負わない事故の場合に、その相手方に支払われるものです。

〈実施主体〉名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

【申請の流れ】

- 1 申請書の作成 …本人・家族・申請者が記入します。
- 2 診断書の作成 …かかりつけ医が記入します。
(文書作成料などは自己負担)
- 3 郵送 …①②(表裏1枚)を専用の封筒に入れて郵送します。

加入のお知らせ
が届く
受付完了



いきいきカフェ(なごや認知症カフェ)

「認知症カフェ」は、どなたでも参加できる集いの場です。認知症について学んだり、気になっていることを専門職に相談したり、地域の皆さまと交流する場としてぜひご活用ください。

東区では「いきいきカフェ」の名称でロゴマークを作成し、より参加しやすい居場所づくりに取り組んでいます。



いきいきカフェ ロゴマーク

一覧はこちら /



東区いきいき支援センター

お問い合わせ (052)932-8236

その他、介護保険制度、福祉給付金制度等もあります。
お問い合わせは 東区役所 または いきいき支援センター まで

もの忘れが気になりだしたら

気軽に **いきいき支援センター** へ

東区いきいき支援センター

住所

名古屋市東区泉二丁目28番5号
高岳げんき館
(東区在宅サービスセンター)

電話 (052)932-8236

FAX (052)932-9311

担当学区 東桜・山吹・東白壁
葵・筒井・旭丘



東区いきいき支援センター分室

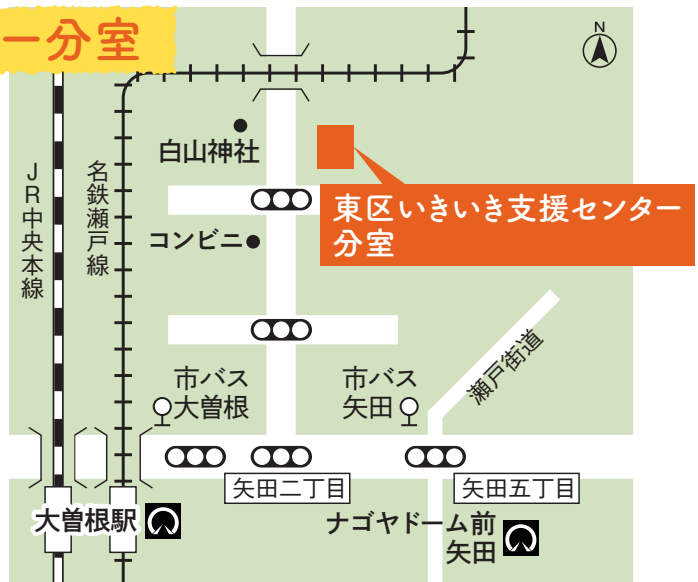
住所

名古屋市東区矢田四丁目5番11号
レジデンスアロー1階

電話 (052)711-6333

FAX (052)711-6313

担当学区 明倫・矢田・砂田橋



開設時間 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 午前9時～午後5時

相談費用 無料